

6. 収入超過者について(明渡し努力義務、割増家賃など)

市営住宅の入居者で当該市営住宅に、引き続き3年以上入居し、かつ基準を超える収入があるときは、当該市営住宅を明け渡すよう努めなければならぬことになっています。さらに明渡し努力義務が生じた入居者が、当該市営住宅に引き続き入居する場合は、割増家賃を納入しなければならないことになっています。その内容について簡単に説明しておきます。

(ア) 収入状況の報告

市営住宅に入居している入居者は、毎年その状況を市長に報告しなければなりません。

(イ) 収入の確定

市長は、入居者からの報告その他の資料に基づき、入居者の収入を認定し、その結果、一定の収入を超える入居者が、いわゆる「収入超過者」となります。

(ウ) 収入超過者の明渡し努力義務

収入超過者には、当該市営住宅の明渡し努力義務が生じ、当該市営住宅を明け渡すよう努めなければならないことになっています。

(エ) 割増家賃

明渡し努力義務が生じても市営住宅を明け渡さない収入超過者は、収入超過者となってからの年数と超過した収入の額に応じた割増家賃を納入しなければなりません。市営住宅は、その目的からいって、低所得者に供給する住宅であり、もはや低所得者とはいえなくなった収入超過者は、当該市営住宅を明け渡していただき、低所得者で、いまなお住宅に困っている市民が、一人でも多く市営住宅に入居できるように努めていただきたいのです。

(オ) 高額所得者に対する明渡し請求

収入超過者のうち相当基準を超える入居者には、当該市営住宅の明渡し請求ができることになっています。すなわち、市営住宅に引き続き5年以上入居している入居者で、最近2年間引き続き基準を超える高額の収入のあるときは、期限を定めて当該市営住宅の明渡しを請求することになっています。